

## 日本パペットセラピー学会会則施行細則

第1条 この細則は、日本パペットセラピー学会会則（以下、会則という。）の施行について必要な事項を、会則第60条の規定に基づき定めるものとする。

第2条 会則第8条に定める、賛助会員の賛助金は、年間、10,000円とする。

第3条 会則第10条に定める、入会金は、3,000円とする。

第4条 会則第10条に定める、年会費の算定基準となる期間は、全会員とも当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 会則第10条に定める、年会費は、6,000円とする。

第6条 第4条の規定にかかわらず、毎年、4月1日から9月30日に新入会する会員の年会費は、第5条に定める年会費の全額とする。

第7条 第4条の規定にかかわらず、毎年、10月1日から翌年3月31日に新入会する会員の年会費は、第5条に定める年会費の2分の1の金額とする。

第8条 会則第12条第1項第3号による資格喪失とは、当該年度分の年会費を、当該年度の6月30日までに納付しないときとする。

第9条 入会年度の翌年度以降の年会費は、原則として本会の定める口座振替の方法により納付する。ただし、特に希望する会員は、自身で本会指定の銀行口座に振込むことにより納付することができる。なお、本会に納入した入会金、年会費、参加費等の領収書は、原則として発行を省略する。ただし、特に発行を希望する会員は、本会の事務局あて電子メールによりその旨を申し出ることにより発行される。

第10条 会則第13条に定める退会届は、本会の事務局あて電子メールによりその旨を申し出るものとし、申し出月の月末をもって、会員資格を喪失する。